

学校教育目標	『見つけ、認め、ともに生きる』							
	○生活を見つめ、意欲をもって粘り強く学び続ける子を育てます。(知) ○多様性を認め、尊重し、自他ともに大切にすることを育てます。(徳) ○自らの健康を見つめ、たくましい心身をつくる子を育てます。(体) ○舞岡を愛し、ともに生きるすばらしさを感じる子を育てます。(公) ○社会を見つめ、社会の変化に柔軟に対応できる子を育てます。(開)							
学校概要	創立 34 周年	学校長	岩田 明正	副校長	広木 敬子	2 学期制	一般学級: 12	個別支援学級: 3
	児童生徒数: 314 人		主な関係校: 舞岡中学校・柏尾小学校・東戸塚小学校					

教育課程全体で育成を目指す資質・能力	中ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける「9年間で育てる子ども像」と具体的な取組
◎主体的に学ぶ力と課題解決能力 ◎多様な社会の中で共に生きることに必要なコミュニケーション能力 ○<よりよい社会を創造する力> ・地域に貢献する気持ち ・夢や目標をもち、生き方を追究する姿勢 ・多様性を尊重する態度 ・協働的に行動する姿勢	舞岡中学校 舞岡小学校 柏尾小学校 東戸塚小学校	主体的な学びを通して地域を愛し、命、心、夢を大切に成長する子ども ----- ・アクティブラーニングを積極的に展開し、小中が連携して主体的な学びを推進 ・思いやりの心を育てる学びを、道徳教育と小中の合同授業研修と連携して推進

中期取組目標	・基礎学力の定着にむけて、「わかる授業」「楽しい授業」「児童の意欲が高まる授業」を展開し、粘り強く取り組む姿勢を育てます。(知) ・基本的な学校生活や社会のルールを守る規範意識や、自分と同じように相手を尊重する心や態度を育み、協働、共生していく姿勢を育てます。(徳) ・心と体の健康に関心をもち、自他のいのちを大切に、進んで健康づくりに取り組む子を育てます。(体) ・自然を大切に、地域の行事や、地域の方々と交流する活動を充実させ、舞岡を愛する子を育てます。(公) ・様々な人との関わりを通して社会への目を広げ、よりよい環境、生活の仕方について考え、行動しようとする姿勢を育てます。(開)
---------------	--

重点取組分野	具体的取組
確かな学力	本校児童の「対話的主体的に学ぶ力」をのばし、一層「伝え合う力」を身につけられるようにしていく。①学習において「問いをもち続けていく」ため、学習への意識付けを意図的計画的に行っていく。②考えや思いを言語化できるようにし、子ども一人一人の表現力を身につけていく。その基礎としての「語彙力」を向上させるためにスキルタイムや学習における言語活動を有効に活用していく。子どもたちの指導と評価に責任をもち学年運営に取り組む。
豊かな心	①年間2回以上のYPアセスメントを実施する。支援検討会を開き、複数の眼で分析することで、子どもの特徴や心境の変化、人間関係をきめ細かに把握し、一人ひとりの支援につなげる。 ②学級開きや長期休業明けに横浜プログラムを活用するだけでなく、普段の授業にも横浜プログラムの要素を取り入れ、さらに豊かな人間関係を構築するとともに、自己肯定感や自尊感情を育てていく。
健やかな体	①給食後、全児童に「歯磨き」を奨励し、8020活動に取り組み、健康な歯を目指す。 ②一校一実践運動に「縄跳び」を取り上げ、子どもたちの体力の向上を図る。
指導力向上	①重点研究では、算数を取り上げ、児童の実態から課題を明確にした内容に取り組み、対話的な学びについて検証していく研究を実践する。②人権、安全、体罰、不祥事防止、特別支援、道徳、情報教育などの研修を計画的に取り組む、指導力向上に努める。③初任者研修や5年次までのメンター研修を充実させ、授業力や指導力の向上に努める。
安全、安心整備	①毎月安全点検日を中心に、校舎内外の危険箇所をすばやく発見して児童の安全を確保するとともに、火災・地震・土砂災害・不審者等に対する避難訓練を定期的に取り組み、危機管理意識を高める ②長期休業明けに児童に向けての登校指導を行い、安全な登校についての意識を高める。 ③家庭訪問や個人面談、懇談会を通して児童の成長の姿を伝え、保護者と情報を共有する。また、緊急を要するものに関しては、適宜メール配信を利用して情報を発信する。
異学年交流	①引き続き年10回のたてわり活動、年4回のたてわり給食を実施する。また、たてわりファイルを引き継ぎ、活動計画書を蓄積していくことで、子どもが遊びの計画をするときの参考にできるようにする。②運動会の応援の練習や競技など、たてわり班で取り組む場を設けるだけでなく、横浜子ども会議の内容を受け、人権週間たてわり班で「いじめ」について話し合う場を設ける。③たてわりでの活動を、行事だけでなく、日常的な交流に広げていき、さらに互いに理解し合える関係を向上させていく。
特別支援教育	①前年度からの引き継ぎやアセスメントを行い、配慮を要し、学習に課題がある子どもたちに対して、T・Tや別室指導など、一人当たり年間25時間程度の支援体制を整えていく。 ②引き続き、年2～3回の保護者面談を実施し、成果と課題を共有するとともに、学校と家庭が連携して指導や支援に取り組んでいく。
地域連携・学校運営協議会	①地域防災訓練等、地域の行事に対して学校が協力できることを考え、児童と職員が積極的に参加できるようにする。②各地域の代表者の方々と学校運営協議会の意義と役割について共有し、協議会での意見交換を充実させる。
いじめへの対応	①いじめ防止基本方針をもとに、毎月いじめ防止対策委員会を開き、いじめを未然に防ぐために全職員で共通理解を図る。『職員会議』や『学年運営部会』、『豊かな心の育成推進部会』での情報交換や情報共有を確実にし、わずかな児童の変容を見逃さず、いじめの早期発見、早期対応に努める。②いじめが疑われる事案が発生した場合には、すぐにいじめ防止対策委員会を開き役割分担を行うとともに、保護者や関係機関と連携を取りながら、組織的に対応する。
人材育成・組織運営(働き方改革)	①主幹教諭を中心に学校経営に関する話し合いを月一度行い、各部会での取り組み内容や課題となっていることなどの情報を共有する。課題等に対してはすばやく具体的に対処する。 ②パソコン内での共有化を図り、各部会や係等からの情報が教職員でいち早く共有できるようにする。